

## 無線機リース契約の入札に係る質問及び回答

公益財団とちぎ未来づくり財団 栃木県立とちぎ海浜自然の家が実施する「無線機リース契約の入札」への質問について、下記のとおり回答いたします。

### 記

質問事項 1：契約書は受注者書式でよろしいでしょうか。

回 答：受注者様式で問題ありません。

質問事項 2：「財団の各年度予算において当該契約に関わる経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。」とありますが、賃貸人に損害が生じた場合、賃借人に対して損害賠償（残賃貸借料相当）を求めるることは可能でしょうか。また、過去にこれを理由とした変更または解除を行った実績はありますか。

回 答：賃借人に対して損害賠償を求めるることは可能です。その旨を契約書に記載したうえで締結することとします。